

2023年11月8日  
jinjer株式会社

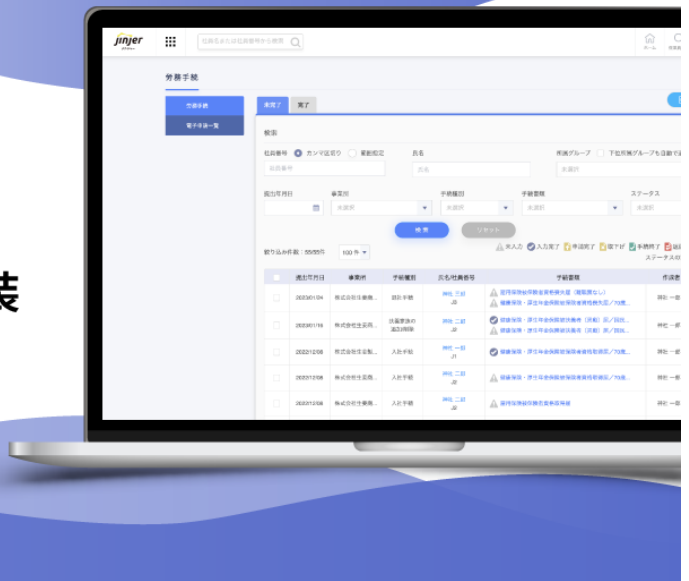
【ジンジャー人事労務へ新機能実装】  
離職年月日を基に「賃金額」や「賃金支払基礎日数」等を自動転記し  
離職票の作成を簡略化できる離職票作成転記機能を実装

クラウド型人事労務向けシステム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区 代表取締役社長:桑内孝志)は、人事労務システム「ジンジャー人事労務 社保手続きオプション」で、離職年月日を基に「離職票の作成を効率的に行うことができる」離職票作成転記機能を2023年11月8日(水)に公開したことをお知らせします。


**人事労務**
社保手続き  
 ジンジャー

## 「離職票作成 自動転記機能」を実装

— 2023年11月8日(水)リリース —



### ■新機能概要

離職票の交付を行う際には「被保険者期間算定対象期間」、「賃金支払基礎日数」、「賃金支払対象期間」等、離職票への記載が必須である項目に対して、定められたルール通りに値を入力し、離職票を作成する必要があります。

今回の新機能実装で、離職年月日を基にこれらの値の自動転記が可能になりました。

また、過去従業員へ支払った「賃金額」に関しても、「ジンジャー給与」に蓄積された給与データを連動することで、月給/時給/日給のような働き方が異なる場合においても、複雑な支払項目の振り分けを自動かつ効率的に転記することができます(※)。

#### ※賃金額の自動転記イメージ

- ・月給者の場合 : 「賃金額A(下記イメージ画像の右部)」へ自動転記。
- ・時給者・日給者の場合: 月単位の通勤手当を「賃金額A」へ、通常の賃金を「賃金額B(下記イメージ画像の最右部)」へ自動転記。

※申請内容を一覧で確認できる画面（PC）

資格取得年月日

離職年月日

1週間の所定労働時間  時間  分

離職の日以前の賃金支払状況等

No.	被保険者期間特定対象期間	離職月	支払 基礎日数	支払対象期間	基礎日数	賃金額A	賃金額B
1	2023/02/15 ~ 離職日	離職月	28 日	2023/03/01 ~ 離職日	14 日	16,635	120,000
2	2023/01/15 ~ 2023/02/14	月	31 日	2023/02/01 ~ 2023/02/28	28 日	16,631	100,000
3	2022/12/15 ~ 2023/01/14	月	31 日	2023/01/01 ~ 2023/01/31	31 日	16,631	100,000
4	2022/11/15 ~ 2022/12/14	月	30 日	2022/12/01 ~ 2022/12/31	31 日	16,631	100,000
5	2022/10/15 ~ 2022/11/14	月	31 日	2022/11/01 ~ 2022/11/30	30 日	16,631	100,000
6	2022/09/15 ~ 2022/10/14	月	30 日	2022/10/01 ~ 2022/10/31	31 日	16,631	100,000
7	2022/08/15 ~ 2022/09/14	月	31 日	~	日		
8	2022/07/15 ~ 2022/08/14	月	31 日	~	日		
9	2022/06/15 ~ 2022/07/14	月	30 日	~	日		
10	2022/05/15 ~ 2022/06/14	月	31 日	~	日		

■「ジンジャー人事労務」とは

ジンジャー人事労務は、労務関連の各種手続きや年調収集、雇用契約などをペーパーレス化し、社内のあらゆる人事情報を一元管理する人事管理サービスです。人事情報が集約されたデータベースを使って、人員配置や育成計画、モチベーション管理ができ、組織の生産性向上に貢献します。また、ほかのジンジャーシリーズと組み合わせることで、勤怠や給与計算サービスとも人事情報の一元管理が可能です。

▶「ジンジャー人事労務」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com/jinji/>

■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算・ワークフロー・経費精算など、人事労務の効率化を支援するクラウドシステムです。人事に関わるデータを「ジンジャー」に集約し、「1つのデータベース」で管理することで、各システムにおける情報登録や変更の手間を削減します。

▶「ジンジャー」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com>

■会社概要

会社名 : jinjer株式会社  
 所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿  
 代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志  
 URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】  
 jinjer株式会社 PR事務局 (E-mail: [pr@jinjer.co.jp](mailto:pr@jinjer.co.jp))